

公 告

次のとおり栗東市自動販売機の設置に係る事後審査型条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次の通り公告する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

栗東市長 竹 村 健
（ 公 印 省 略 ）

栗東市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け等に関する要綱により、自動販売機の設置に係る入札を執行しますので、入札に参加希望されます方は、次の事項に従ってください。

1. 入札案件の名称

手原駅コミュニティ広場における自動販売機の設置に係る事後審査型条件付一般競争入札

2. 設置場所

手原駅コミュニティ広場

（滋賀県栗東市手原三丁目 8 7 1 番地 1）

（別添配置図のとおり）

※各自で設置場所を確認してください。

3. 設置物

自動販売機 4 台

物件番号①（手原駅南側広場）

物件番号②（手原駅南側広場）

物件番号③（自由通路北側下）

物件番号④（自由通路北側下）

4. 販売品目

清涼飲料水

（缶・ペットボトル・紙コップ又は紙パックを容器として供給するものに限る。）

5. 設置期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日（5 年間）

※更新は行いません。

6. 入札参加条件

（1）入札に参加することができる者は、自動販売機の運営実績が 1 年以上あり、かつ以下の各号のいずれかに該当する者とします。

①滋賀県内に本店、支店又は営業所を有する法人

- ②市内に住所を有する個人事業者
 - ③市内に主たる事務所のある身体障がい者団体（規約及び構成員を有し、かつ現に活動しているものに限る。）
- (2) 以下の各号いずれかに該当する者は、入札に参加することができません。
- ①地方自治法施行令第167条の4第1項、第2項の各号に該当すると認められる者。
 - ②個人にあたっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）に該当する者。法人にあたっては、役員等（法人の役員、又はその支店、もしくは営業所等を代表する者をいいます。）が暴力団員に該当する者。
 - ③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員、もしくは構成員となっている者。
 - ④市町村税等を滞納（未納）している者。

7. 入札（落札）条件

- (1) 入札は、1者以上であれば実施し、物件ごとに、市に納入する売上金額に対する歩合率により貸付けの相手方（以下「設置者」という。）及び貸付料を決定します。
- (2) 入札に係る最低歩合率は、売上金額の10パーセント以上とします。

8. 契約条件

- (1) 自動販売機の設置に係る電気の使用料は、設置者の負担とします。設置者が負担する額は、消費電力量に使用時間、使用日数、稼働率及び電気料金単価を乗じて得た額とし、使用時間は24時間、稼働率は50パーセントとします。
- ※設置者が計量器を設けることにより消費電力量が明らかとなる場合は、第1項の規定にかかわらず、当該消費電力量に電気料金単価を乗じて得た額を設置者が負担する額とします。
- (2) 書面により、毎月の自動販売機販売実績（販売数量）を翌月の7日までに報告していただき、その実績報告に基づく貸付料及び電気使用料を四半期ごとに市が発行する納付書により、請求を受けた日から10日以内に納付していただきます。
- (3) 設置している自動販売機の機種を変更しようとするときは、あらかじめ自動販売機設置機種変更届（様式第2号）によりその旨を市に届けていただきます。
- ※変更届の内容を審査し、変更を認めたときは必要に応じて電気の使用料を見直し、設置者と変更契約を締結します
- (4) 設置者は、市の指示に従い、自動販売機を設置していただきます。なお、自動販売機の設置に要する費用は、設置者の負担とします。また、貸付期間を満了したときは当該満了日に自動販売機を撤去していただき、その自動販売機の撤去に要する費用は、設置者の負担とします。
- (5) 設置者は、自動販売機の設置、又は撤去により施設を破損したときは、自らの責任において原状に回復していただきます。
- (6) 設置者は、次に掲げる事項を遵守し、施設を使用する者等に迷惑を及ぼすことがないように適切に管理していただきます。
- ①空き缶等を回収する容器を設置し、適宜回収を行うこと。
 - ②施設の美化に協力しごみ等の処理を行うこと。
 - ③市長の許可なく貼紙等をし、又は釘類を打ち込むこと。

9. 入札の方法

入札は、次により執行します。

[入札方法・入札期間]

次の提出書類を令和8年2月27日（金）から令和8年3月18日（水）正午まで（ただし執務時間内に限る）に、受付場所まで持参してください。（郵送・ファックス・メール等による入札は不可）

[提出書類]

提出書類に係る様式は、市ホームページ (<http://www.city.ritto.lg.jp/>) の「メニュー→企業・事業者の方へ→入札」内からダウンロードして使用してください。

(1) 自動販売機設置申請書（様式第1号（第4条関係））

（複数物件ある場合、1物件につき1通必要）

※様式第1号内に記載されている添付書類は、入札時点では提出不要です。

(2) 入札書（複数物件ある場合、1物件につき1通を1封筒に封入）

※入札書には、歩合率（%）、住所（所在地）、氏名等必要事項を記入し、実印（印鑑登録証明印）を押してください。

※委任状を提出される場合で、入札等に関する一切の権限を委任される場合は、入札者の押印は不要です。（代理人は記名・押印が必要）

※必ず、定型封筒（長型3号など）に入れた上で封をし、封筒のつなぎ目部分に入札書に押した印と同じ印で割印（封印）してください。

※封筒の表面に「入札案件の名称」「物件番号（複数物件ある場合）」「入札者の氏名」を油性ボールペン等で記入してください。

(3) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

※入札申込日から3ヶ月以内に発行されたものに限りします。

(4) 委任状 [代理人が入札に参加する場合のみ必要]

※代理人が入札に参加する場合は委任状を作成し、同封してください。なお、委任状には委任者の実印（印鑑登録証明印）、及び、受任者の実印（印鑑登録証明印）を押してください。

(5) 代理人の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書） [代理人が入札に参加する場合のみ必要]

※入札申込日から3ヶ月以内に発行されたものに限りします。

※複数物件ある場合、

(1) (2) については1物件につき1通（1封筒）ずつ必要。

(3) (4) については、複数物件ある場合でも、1通で可。

[受付場所・問合せ先]

栗東市役所建設部土木交通課 管理・用地係（市役所庁舎2階）

[所在地] 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

[電話番号] 077-551-0292

[開札]

(1) 令和8年3月18日（水）午後に開札し、落札候補者を決定します。

(2) 開札の結果、落札候補者がいない場合でも再度の入札は行いません。

[その他]

(1) 一度提出した入札書の書き換え、引き替え及び撤回することはできません。

(2) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害、その他入

札の実施が困難な特別な事情が生じた場合は、入札を中止、又は延期することがあります。

10. 入札保証金

入札保証金は、栗東市財務規則（昭和 46 年栗東町規則第 18 号）第 155 条の 4 第 3 号の規定により免除します。

11. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札。
- (2) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札及び入札条件に違反した入札。
- (3) 入札者の記名及び押印がないとき。
- (4) 一つの入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及び代理人が他の入札代理人となり、また共同して入札をしたとき。
- (7) 指定の入札書以外の入札書により入札したとき。
- (8) 入札書の歩合率を訂正したもの、又は歩合率の記載がないもの。
- (9) 最低歩合率を下回る率で入札したとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

12. 落札候補者の決定

落札候補者は、次の方法により決定します。

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札歩合率が売上金額の 10 パーセント以上、かつ最高の歩合率である入札者を落札候補者とします。
- ② 最高歩合率での入札者が複数存在する場合は、市が改めて指定する日に最高歩合率での入札者を集め、くじにより落札候補者を決定します。なお、くじに参加しない者は失格とします。
- ③ 落札候補者には、令和 8 年 3 月 18 日（水）中に落札候補者に決定した旨の連絡をします。なお、落札候補者以外には連絡いたしません。（入札結果については、落札者の決定後、市役所 1 階情報公開コーナーで公表しますので確認してください。）

13. 落札候補者の提出書類

落札候補者となった者は、別途指定する期日までに、次の書類を提出してください。

[提出書類]

- (1) 設置する自動販売機のカタログ
- (2) 自動販売機メーカーが作成した設置する自動販売機の年間消費電力量計算表
- (3) 自動販売機の運営実績が 1 年以上あることを証する書類等
- (4) 次の書類を各 1 通添付してください。

【個人の場合】

- ① 住民票 [写し可]
 - ② 納税証明書（市町村が発行したもので、住民税・固定資産税・都市計画税等を滞納していないことがわかるもの）[写し可]
- ※①②とも発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。

【法人の場合】

- ① 現在事項全部証明書（商業登記簿謄本）〔履歴事項全部証明書〕〔写し可〕
 - ② 納税証明書（市町村が発行したもので、市町村民税・固定資産税・都市計画税等を滞納していないことがわかるもの）〔写し可〕
- ※①②とも発行後3ヶ月以内のものに限ります。

【身体障がい者団体の場合】

- ① 団体の規約
- ② 主な構成員（役員）一覧
- ③ 近年の活動状況を示す書類等

※申込書などに記載された内容が、住民票や登記事項全部証明書の内容などと異なる場合は、参加申請書を受理することはできません。

[受付場所・問合せ先]

栗東市役所建設部土木管理課 管理・用地係（市役所庁舎2階）

[所在地]滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

[電話番号] 077-551-0292

14. 落札者の決定

- (1) 落札者は、落札候補者が提出する上記12の書類等に基づく入札参加審査を経て決定します。
- (2) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を欠くことが判明した場合は、当該落札候補者が行った入札は無効とし、その旨を本人に通知するとともに、次順位者を落札候補者として上記12及び上記(1)の処理を行います。
なお、次順位者が入札参加資格要件を欠くことが判明した場合も同様の処理を行います。
- (3) 落札候補者が上記12の書類を指定する期日までに提出しないため、入札参加資格審査ができない場合においても、当該落札候補者が行った入札は無効とし、上記(2)の処理を行います。
- (4) 契約の締結
 - ① 落札者との貸付契約は、落札者確定後7日以内に市の契約書（以下「契約書」という。）により締結します。落札者は契約書を受け取った後、契約書に記名捺印（実印）し、市に提出してください。なお、契約書に貼付する収入印紙は落札者の負担となります。
※契約は入札参加申込書に記載された名義でのみ行うことが可能です。
 - ② 落札者確定後、7日以内に契約を締結しないとき、又は落札者が契約の締結に応じない場合は、落札はその効力を失います。
- (5) 契約の確定
契約は、市が落札者と共に契約書に記名捺印した時点で確定します。
- (6) 契約の解除
契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除します。
 - ① 契約期間内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - ② 契約履行について不正な行為があったとき。
 - ③ 設置者が貸付料、又は電気使用料を期日までに納付しないとき及び管理

義務を遵守しないとき。

(7) 権利の譲渡等の禁止

落札者は、次に掲げる行為はできません。

- ①設置・管理に係る一切の権利義務を第三者に譲渡すること。
- ②自動販売機に関係しないものを設置すること。
- ③設置場所の形状を変更すること。
- ④設置場所以外に自動販売機に関係するものを設置すること。

15. その他

- (1) 入札に参加しようとする者は、本公告及び契約書（案）に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 入札結果（入札参加者・落札者の氏名（名称）、入札歩合率・落札歩合率等）については、落札者の決定後、市役所1階情報公開コーナーで公開しますので、予めご了承ください。
- (3) 設置場所付近には既に他の自動販売機を設置している場合がありますので、管理・運営及び販売等にあたり、他の者と紛争等生じないように配慮してください。
- (4) 入札結果を公表するまでは、入札参加者数、落札者名、落札歩合率、入札に関わる内容については、一切お答えいたしませんので予めご了承ください。
- (5) 落札者が売買契約書に定める疑義を履行しないために、栗東市に損害を与えたときは、落札者はその損害を賠償しなければなりません。
- (6) 本公告及び契約書に規定する事項に違反したとき、又は契約が解除されたときは、違約金等を市に支払っていただく場合があります。
- (7) 個人情報の取り扱いについて、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報はこの入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

16. 〈参考〉推定売上等（令和7年1月～令和7年12月の実績）

物件番号①：売上額 1, 554, 330円

物件番号③：売上額 595, 420円

※推定売上等（令和7年1月～令和7年12月の実績）は栗東市が現設置事業者からの報告等を基に記載しているものであり、栗東市が売上を保証するものではありません。